

2026 年 2 月 13 日

科 目 名	受験番号：	採 点 欄
専門科目（憲 法）	氏 名：	

次の①、②のいずれか1つを選び、解答しなさい。

①Y市議会の議員であるXは、同じ会派の議員であるAに対してY市議会が陳謝の懲戒処分を行ったことに不満を抱いており、Y市議会運営委員会においてAに対する懲戒処分を批判する発言を行った。Y市議会は、このXの発言を理由として、Xに対して懲戒処分として15日間の出席停止処分を行った。そこで、XはY市を被告として出席停止処分の取消を求める訴えを提起した。

さて、Xの請求は認められるべきか。争点が何であることを明示し、判例・学説の動向に照らしつつ、論じなさい。

〔参照条文〕

日本国憲法第76条第1項 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

裁判所法第3条第1項 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

②Xは、2025年5月3日にY市庁舎の敷地の一部であるA広場において「日本国憲法改正反対」の集会を開催するため、同年2月14日、Y市長に対してA広場の使用許可を申請した。これに対し、Y市長は、同年3月13日、Xが開催しようとする集会がY市庁舎等管理規則第10条第12号にいう「特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為」に該当し、庁舎等の管理に支障が生ずるなどとして不許可処分をした。そこで、Xは、Y市長の不許可処分が職務上の義務に反する違憲、違法な行為であるとして、Y市長に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償を請求する訴訟を提起した。

さて、あなたが裁判官であるとしたら、Xの請求に対してどのような判断をすべきであるか。判例・学説の動向に照らしつつ、憲法上の問題について論じなさい。

〔参照条文〕

日本国憲法第21条第1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。